

〇ぎふ大野ふるさと応援金推進事業実施要綱

平成28年11月1日

要綱第27号

ぎふ大野ふるさと応援金推進事業実施要綱（平成27年大野町要綱第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本町へのふるさと納税の推進を図るため、寄附を行った者に対して地元特産品等を贈呈するぎふ大野ふるさと応援金推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） ふるさと納税 本町に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- （2） 地元事業者 町内に本社、支社又は事業所（工場等を含む。）を有する企業、団体、個人事業者並びに岐阜県共通返礼品取扱事業者又は個人事業者をいう。
- （3） 特産品等 地元事業者が町内で販売、製造、加工、採取又は栽培等をしている商品及び地元事業者が行うサービス並びに地元事業者が取り扱う本町のPRに資する商品及びサービスをいう。
- （4） 取扱事業者 地元事業者のうち、この要綱の規定に基づき事業への参加を申込み、第6条第2項の規定による承認を受けたものをいう。
- （5） 返礼品 大野の太鼓判認定制度実施要綱による大野の太鼓判認定品又は地元特産品等であって、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等をいう。

（返礼品の贈呈）

第3条 町長は、町外に住所を有し、かつ、1回につき5千円以上の寄附者に対し、別に定めるふるさと納税金額の区分に応じ、寄附者が選択した返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 町長は、前項に必要な事務を町が別に契約する委託事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託するものとする。

（事業参加の公募）

第4条 町長は、事業に参加する地元事業者を公募するものとする。

- 2 公募は、町ホームページその他町長が適当と認める方法により実施するものとする。
- 3 取扱事業者の申請をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する地元事業者とする。

（1） 特産品が法令に違反していないこと。

（2） 町税の滞納がないこと。

（3） 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

（4） 委託事業者と契約を締結することが可能であること。

（事業参加の申込み）

第5条 事業参加の申込みをしようとする者は、ぎふ大野ふるさと応援金推進事業参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（1） 特産品等の紹介文書及び写真

（2） その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申込書の提出は、委託事業者が提示する所定の申込み様式による提出をもって、代えることができる。

（取扱事業者の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査その他の方法により、地元事業者及び特産品等が適当であるか否かを調査し、事業への参加の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する参加の可否を決定したときは、ぎふ大野ふるさと応援金推進事業参加承認（不承認）通知書（様式第2号）により、その旨を申込み者に通知するものとする。

（返礼品の送付）

第7条 町長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、取扱事業者に対して返礼品の発送に必要な情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた取扱事業者は、速やかに、返礼品を寄附者に送付するものとする。ただし、収穫、製造等の時期が限定される返礼品については、その収穫、製造等の時期に発送するものとする。

3 町長は、取扱事業者に対し返礼品の送付1件につき、当該返礼品の代金（消費税及び地方消費税を含む。）及び当該返礼品の送付に要する費用（以下「返礼品代金等」という。）を支払うものとする。

（請求）

第8条 取扱事業者は、返礼品の送付実績等を月毎に取りまとめ、返礼品代金等を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を確認し、適当と認められる場合は、当該内容の確認を行った日から60日以内に、当該取扱事業者に対し返礼品代金等を支払うものとする。

（取扱事業者の責務等）

第9条 取扱事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 取扱事業者は、事業の実施に係る法人等の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

3 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、取扱事業者として適正に処理をするものとする。

（事業広報への協力）

第10条 取扱事業者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、本町が事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力を行うものとする。

（承認の辞退）

第11条 取扱事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、ぎふ大野ふるさと応援金推進事業参加辞退届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（参加承認の取消し）

第 12 条 町長は、取扱事業者又は返礼品が事業にふさわしくないと認められる場合は、参加承認を取り消すことができる。

(情報の保護)

第 13 条 取扱事業者は、第 7 条第 1 項の規定により提供を受けた情報等を厳重に取扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。取扱事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、返礼品の送付時に同封した取扱事業者のパンフレットにより、寄附者から取扱事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、同日以後のふるさと納税に係る手続から適用する。

(準備行為)

- 2 第 4 条の規定による事業参加の公募その他の準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則 (令和 3 年要綱第 9 号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 6 この要綱の施行の際、現にこの様式による改正前の要綱の規定により作成されている用紙(以下「旧様式」という。)がある場合においては、この要綱による改正後の規定にかかわらず、旧様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則 (令和 7 年要綱第 36 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。